【結果公表】

令和８年３月 18 日

パブリックコメントの結果公表について

１　計画案の名称　　黒部市障がい者計画（案）

２　計画案の公表日　令和８年１月 23 日（金）

３　意見募集期間　　令和８年１月 23 日（火）～令和８年２月 24 日（火）

４　募集結果

（1）　提出者数　　３人

（2）　提出方法　　メール　３人

（3）　意見総数　　12 件

５　パブリックコメントへの対応

別紙のとおり

黒部市障がい者計画（案）に寄せられたパブリックコメントの概要と対応

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する対応
1	全般に関するご意見	アンケート調査では、障がい者の多くが、「家族と暮らしたい」と希望していることがわかる。親亡き後を見据え、保護者は、施設への入所を希望する人が多いと思っていたが、当事者の大半は家族と暮らしたいと思っている。親亡き後も、住み慣れた地域で、住み慣れた人と継続して生活が続けられるよう、施策を進めていって欲しい。	本計画の取組の方向性の一つとして、障がい者が必要とする支援を受けながら、地域で安心して暮らせる社会の実現を掲げています。本計画（案）に基づく取組を推進し、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ってまいります。
2	計画策定の背景（P5）	障がい者の高齢化と家族の高齢化（8050 問題など）への対策について、計画案では相談体制の充実が挙げられていますが、家族にとっては「相談先があること」以上に住み慣れた地域に将来の住まい（グループホーム等）が確保されているかが最大の懸念事項だと感じます。 また、「親亡き後」は長く使用されている文言ではあるが、正確には「親あるうちからの支援」が中核ではないでしょうか。	住み慣れた地域での住まいの確保・整備については、大切な事項であることは認識しております。基本目標１、施策区分４「安心して暮らせる生活環境の整備」（P36）において、「住まいの確保・整備」についての施策を記載しており、その取組を進めていくよう努めてまいります。 また、文中では、国・県の計画でも使用されている、「親亡き後」という言葉を使用しておりますが、取組内容としては、「親亡き後」を見据え、「親あるうちからの支援」を中核として取組を進めております。
3	基本目標１、施策区分２ 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」（P31-33）	障害者差別解消法第 17 条に示されている「支援地域協議会」に相当する協議の場はあるのでしょうか。取り組んでいるようでしたら、分かるよう明示いただけると嬉しいです。	第２章計画の背景、第３節障がい者福祉の広域的展開（P7）に記載のとおり、「新川地域自立支援協議会」がその役割を担っております。 （1）障がいを理由とする差別の解消(P31)について、以下のとおり加筆します。 **●新川地域自立支援協議会の活用** **・新川地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための協議を実施します。**

4	基本目標１、施策区分２ 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」(P31-33)	改正障害者差別解消法により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されましたが、市内の小規模な商店や事業所にはまだ十分に浸透していないと感じます。市民アンケートでも「理解が深まっていない」という回答が多いことか見受けられます。計画全体を通じて「合理的配慮の提供」という言葉は多く登場するものの・どのような場面で ・誰が判断し・どこまで対応するのかといった具体的な考え方や共通認識が、市民や事業者に十分伝わるかについては課題があると感じます。このことから啓発活動をより具体的に行うべきだと考えます。	「合理的配慮」は、障がい種別、場所・場面、対象者等によって、具体的な考え方や共通認識が異なってくるものであると認識しております。職員出前講座や心のバリアフリー講座、広報や SNS 等様々な啓発活動を通じて、対象者に合わせた具体的な合理的配慮の提供の啓発に努めてまいります。
5	基本目標１、施策区分２ 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」(P31-33)	権利擁護に関して、そもそも権利擁護に関する制度がどのようなものがあるか知らない人が多いため、制度に席する周知啓発を重点的に行ってもらいたい。	障がいのある人の自らの権利や財産を侵害されることなく、自らの意思が尊重され、個人としての尊厳が守られるよう、成年後見サポートセンターを中心に、権利擁護の周知に努めてまいります。
6	基本目標１、施策区分２ 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」(P31-33)	差別解消を含む権利擁護の推進を目的とした組織で「黒部市権利擁護ネットワーク運営会議」を示されていますが、用語解説においてもインターネットの検索でも出てこないため、どのような組織か分からず評価が難しいと思います。説明を入れてくださると助かります。	巻末資料の用語解説に追記します。
7	基本目標１、施策区分３ 「コミュニケーション支援体制の確立」(P33-35)	アンケート結果で、障がいのある人の約半数が「どこに情報があるのかわからない」と回答している点は非常に深刻だと感じます。計画案には UD フォントの採用やホームページの改修などが盛り込まれていますが、デジタルに不慣れな高齢の障がい者や、視覚障がいのある方への情報伝達がまだ不十分に感じます。単に情報にたどり着くにとどまらず、適切な制度理解や利用につながる必要がある観点から「福祉アクセシビリティ」という文言も活用するのはいかがでしょうか。	様々なアクセシビリティが求められる中で、本計画においては、国や県が提唱する「情報アクセシビリティ」を取り上げております。情報にたどり着いた後、適切な制度理解や利用についての支援も考慮しながら、「情報アクセシビリティの向上」への取組を進めてまいります。

8	基本目標１、施策区分４ 「安心して暮らせる生活環境の整備」（P36-41）	災害時の避難に支援が必要な人のうち８割が「近所に支援者がいない・わからない」と回答している事実に強い不安を感じます。個別避難計画の作成が進められているとのことですが、計画を作るだけでなく、実際に災害が起きた際に「誰が」「どの避難所に」「どうやって」連れて行くのか、地域での実効性のある訓練をセットで計画に盛り込んでいただきたいです。	現在地区が中心となり作成を進めております個別避難計画においては、実際に災害が起きた際に「誰が」「どの避難所に」「どうやって」連れて行くのか等についての個別の計画が策定されております。今後は、当計画の取組にも記載しておりますが、避難行動要支援者と支援者等が参加する防災訓練を計画的に実施していくよう努めてまいります。
9	基本目標４、施策区分２ 「社会参加活動の推進」（P70-72）	障がい者の芸術文化活動については、施設内での余暇活動のみならず、年齢や性別に左右されない自己確立、社会参加・交流のツールとして、あるいは障害者の新たな就労の形をつくるジャンルとして、福祉分野での積極的な取り組みが期待されます。昨年は黒部で県内初のインクルーシブな音楽フェスが開催され、従来の福祉の枠を超えた活動が黒部から発信されました。美術表現と福祉の親和性については多くの先進的な実践例が見られますが、市内の福祉の現場にはそれらの情報があまり届いていない状況があります。市内公共施設、文化施設の職員に向けた情報提供やアクセシビリティなどの人材研修会であったり、障害のある人とない人がともに参加できるアートイベント等、複数の視点による取り組みをコンスタントに実施していくことが、振興への近道ではないかと考えます。	障がい者の芸術文化活動についての先進事例や魅力について、各方面への情報発信に努めるとともに、障がい者の芸術文化活動へのアクセシビリティの向上や、合理的配慮の提供にも努めて参ります。 また、障がいの有無に関わらず参加できるイベントの開催の創出など、様々な取組を通じて障がい者の芸術文化活動の魅力の発信に努めてまいります。 なお、（１）スポーツ活動や文化芸術活動の振興の施策項目について、以下のとおり加筆します。 ・障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ活動**や文化芸術活動**の体験会を実施するなど、スポーツ活動**や文化芸術活動**に触れることのできる機会の創出に努めます。
10	基本目標４、施策区分２ 「社会参加活動の推進」（P70-72）	障がい者の社会参加にとって、福祉×アート、福祉×アート×企業などの連携を深めていくことが重要です。市内の様々な企業や店舗などと福祉がアート活動を媒介につながることによって、黒部市ならではの新しい視点での福祉の取り組みが生まれる可能性があると思います。芸術表現が「余暇活動・趣味」から「選択できる仕事のひとつ」に理解が変わることが理想ではありますが、現状からは、障	市としましては、まずは、障害福祉事業所や障がい者団体、障がい者個人単位への支援を充実させ、市民に対し、障がい者の文化芸術活動の魅力の発信や触れる機会の拡大に努めていきたいと考えております。その取組を通じて将来的に芸術表現が、「余暇活動・趣味」から「選択できる仕事のひとつ」に変わることを目指します。

		がい者団体等への支援の充実はもちろん、知的障がい、精神疾患など個人単位での表現活動に取り組む人の把握や支援も同様に考えていくのが良いと思います。	
11	基本目標４、施策区分２ 「社会参加活動の推進」（P70-72）	障がい者アートの分野では、体験型展覧会が積極的に展覧会されているように、障がいのある人もない人も共に何かを経験できる、人と人が交流する場づくりが現代では必須のようです。 美術、音楽共に市民の交流を活性化できるような人材研修、発信事業にぜひ取り組んでいただき、県内市町村でも一歩進んだ障がい者の芸術文化活動の取り組みを行っていただきたいと思います。	体験型ワークショップや、障がい者アート展等を通じ、障がいのある人もない人も日常的に交流できる場づくりの創出と拡大に努めてまいります。また、その交流の場での体験を通じて市民に、障がい者の芸術文化活動の魅力を発信するとともに、市民の交流を活性化できるような人材を育めるよう、努めてまいります。
12	計画の推進体制（P73）	PDCA サイクルによる進捗管理が示されていますが、その内容が市民に見えにくい点が気になります。 障害福祉計画等との連動性について、計画の策定期間を示すだけではなく、その連動性について明示することも大切だと考えます。例えば、障害者計画のある部分は「障害福祉計画△章」と連動していることの参照関係を計画内で示すなどです。障害福祉関係のそれぞれの計画策定期間については今のままで良いでしょうか。計画の連動性を高めるため各計画期間を調整する自治体もあります。今の策定期間が意図的なものであるならば、意図も説明した方がより良いと考えます。 計画の進捗に深くかかわるはずの自立支援協議会ではどのようなことが話し合われているかが見えません。計画策定時のみならず、日ごろの協議会活動の広報にも努めるべきではないでしょうか。協議会の任期が計画と連動しているかも懸念しています。協議会は障がい者を含めた住民のための場であると理解しています。*協議会は圏域のため	計画の進捗管理については、検証結果を定期的に公表するなど、今後見える形での進捗管理方法について検討してまいります。 障害福祉計画との連動性、障がい者計画の策定期間については、ご意見としていただきまして、今後の課題とさせていただきます。 自立支援協議会や基幹相談支援センターに関しては、圏域で取組を進めておりますので、いただいたご意見や、今後の在り方等について、圏域で共有し、検討してまいります。

		難しさもあると考えています。協議会運営に関連して、基幹相談の役割もあると考えます。基幹相談が仕組みとなってしばらくたちますが、次期計画においても設置について「務める」にとどめておいて良いのか懸念しています。	